

国立大学法人の第4期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領

令和5年3月23日
国立大学法人評価委員会決定

1. 概要

<基本的な考え方>

- ・ 国立大学法人評価においては、各法人が強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築し、機能強化が図られたかという視点が重要である。したがって、法人の多様な役割に応じ、世界トップレベルの教育研究の展開や海外大学と伍する卓越した教育研究の展開、全国の中心的な教育研究の展開、地域活性化の中核的な役割を担う取組等について、適切に評価を行う。
- ・ 第4期中期目標期間の業務実績評価は、各法人の自己点検・評価に基づいて行う。具体的には、各法人の自己点検・評価が着実に行われているかどうかを確認するとともに、各法人の中期計画の実施状況等に基づき、各中期目標の達成状況を確認（項目別評価）し、その結果等を踏まえ、各法人の特性に配慮しつつ、中期目標の達成状況を総合的に記述する（全体の状況）。
- ・ 評価に当たっては、国立大学法人等の基本的な使命である、世界最高水準の教育研究の実施、計画的な人材養成等への対応、大規模基礎研究や先導的・実験的な教育研究の実施、社会・経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展、全国的な高等教育の機会均等の確保、地域活性化への貢献等に十分配慮するとともに、教育研究の定性的側面、中長期的な視点に留意する。

<評価指標の取扱い>

- ・ 中期目標を達成するための全ての中期計画において、達成度を測る評価指標が設定されたことから、当該評価指標の達成状況に重点を置いた評価を行う。その際、各法人の質的向上を促す観点から、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が指定する意欲的な評価指標に掲げられた達成水準を満たした場合には、ほかの評価指標に掲げられた達成水準を満たした場合よりも高く評価するとともに、意欲的な評価指標の達成水準を満たしていない場合でも、取組に係る進捗を確認した上で評価を行う。

<法人の負担軽減>

- ・ 国立大学法人法第31条の2第2項に基づき提出する国立大学法人法第31条の2第1項第2号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書の様式については、評価作業の負担軽減に配慮するものとする。

2. 実施方法

(1) 各中期目標の達成状況（項目別評価）

① 教育研究等の質の向上

ア. 大学改革支援・学位授与機構が行う評価

- ・ 教育研究の状況の評価は、その特性に配慮して、国立大学法人法の規定に従い、評価委員会から、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）に教育研究の状況についての評価の実施を要請する。
- ・ 「教育研究等の質の向上」に係る中期目標の達成状況を評価するために必要な評価方法、評価項目、評価基準、評価の裏付けとする基礎資料の内容等は、機構が別に定める。その際、教育研究の特性を踏まえつつ、法人の多様な役割に応じ、世界トップレベルの教育研究の展開や海外大学と伍する卓越した教育研究の展開、全国の中心的な教育研究の展開、地域活性化の中核的な役割を担う取組等について、個々の大学の枠を越えた共同利用・共同研究の取組状況も踏まえつつ、適正に評価するよう配慮する。
- ・ 教育研究の状況の評価を行う際には、別添1の考え方に基づき、学部・研究科等の教育研究の水準（質の向上の状況を含む）を分析する。
- ・ 各法人が自己点検・評価や認証評価のために整えた根拠資料・データ等を、国立大学法人評価にも活用するなど、評価作業の合理化のための工夫をする。
- ・ 評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち、各法人に評価結果案に対する意見申立ての機会を付与する。
- ・ 各法人の自己点検・評価を検証した上で、教育研究の水準（質の向上の状況を含む）の分析結果も踏まえながら、中期目標ごとの達成状況を以下の6段階により評定する。また、優れた点や改善すべき点を、各法人の自主的な教育研究等の改善に資する観点から分かりやすく指摘する。

(4年目終了時評価)

評 定
中期目標の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある
中期目標の達成に向けて計画以上の進捗状況にある
中期目標の達成に向けて順調に進んでいる
中期目標の達成に向けておおむね順調に進んでいる
中期目標の達成のためには遅れている
中期目標の達成のためには重大な改善事項がある

(6年目終了時評価)

評 定
中期目標を上回る顕著な成果が得られている
中期目標を上回る成果が得られている
中期目標を達成している
中期目標をおおむね達成している
中期目標の達成状況が不十分である
中期目標を達成しておらず重大な改善事項がある

イ. 評価委員会による評定

- ・ 機構による各法人の「教育研究等の質の向上」に係る中期目標の達成状況の評価結果を尊重する。
- ・ 適正な教育研究環境を保持する観点から、別添2に示す方法により各法人の中期計画別表に記載されている教育研究組織ごとの定員超過の状況を確認し、必要に応じ、改善すべき点を指摘する。
- ・ 評定は、基本的には各法人の中期目標の達成状況に対するものであり、相対比較するものではないことに十分留意する。

② 業務運営・財務内容等の状況

ア. 法人による自己点検・評価

- i) 国立大学法人法第31条の2第1項第1号に定める評価（以下「4年目終了時評価」という。）
 - ・ 「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営」の項目及び「教育研究等の質の向上」のうち「附属病院に関する目標」、「附属学校に関する目標」について、中期計画ごとの実施状況（令和4年度から令和7年度の実績及び令和8年度、令和9年度の見込み）を自己点検・評価する。その際、中期計画に設定された評価指標ごとの達成状況（以下の3段階の記号）を記載する。
- ii) 国立大学法人法第31条の2第1項第2号に定める評価（以下「6年目終了時評価」という。）
 - ・ 「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営」の項目及び「教育研究等の質の向上」のうち「附属病院に関する目標」、「附属学校に関する目標」について、中期計画ごとの実施状況（令和4年度から令和9年度）を自己点検・評価する。その際、中期計画に設定された評価指標ごとの達成状況（以下の3段階の記号）を記載する。

（4年目終了時評価）

達成状況
達成水準を大きく上回ることが見込まれる（iii）
達成水準を満たすことが見込まれる（ii）
達成水準を満たさないことが見込まれる（i）

（6年目終了時評価）

達成状況
達成水準を大きく上回っている（iii）
達成水準を満たしている（ii）
達成水準を満たしていない（i）

※ 意欲的な評価指標については、達成水準を満たしていない場合でも、取組に係る進捗を踏まえた上で達成状況を記載する。

- ・ 第4期中期目標期間（令和4年度から令和7年度）の実績報告書及び第4期

中期目標期間の実績報告書は効率化の観点から様式を一体のものとする。

イ. 評価委員会による検証

- 各法人の中期計画ごとの自己点検・評価を踏まえ、中期計画に設定された評価指標の達成状況及び優れた実績・成果が認められる取組の有無等について総合的に検証する。なお、法人による評価指標の達成状況の評価と評価委員会の評価が異なる場合は、その理由等を付す。
- 上記検証は、原則として、書面審査及びヒアリングを通じて行う。

ウ. 評価委員会による評定

- イ. の検証を踏まえ、中期計画ごとの達成状況を以下の5段階により評定する。
 - その上で、最終的に中期目標ごとの達成状況を以下の6段階により評定するとともに、優れた点、改善すべき点を、各法人が自主的に行う業務運営の改善に資する観点から分かりやすく指摘する。
 - なお、法人における適正な業務運営の観点から、中期計画に記載された各学部・研究科等における課程別学生収容定員の充足率が一定程度（90%※）以上となっているかどうか、第4期中期目標期間中の推移を勘案し、評価する。
※ ただし、少数の学生数の増減で割合に影響を与える小規模学部（収容定員400人以下）・研究科（収容定員30人以下）等については80%とする。
- 評定は、基本的には各法人の中期目標の達成状況に対するものであり、相対比較するものではないことに十分留意する。

<中期計画の達成状況>

- 以下の判断基準はあくまで目安であり、個々の評価指標の達成状況だけではなく、中期計画全体としての評価指標の達成状況、取組に係る進捗、各法人の諸事情等も勘案し、総合的に判断する。

(4年目終了時評価)

評 定	判断基準（目安）
中期計画を実施し、特に優れた実績を上げている（V）	全ての評価指標がii以上であり、中期計画を実施し、評価委員会が特に認める場合
中期計画を実施し、優れた実績を上げている（IV）	全ての評価指標がii以上であり、中期計画を実施し、優れた実績・成果を上げていると判断される場合
中期計画を実施している（III）	全ての評価指標がii以上であり、中期計画を実施していると判断される場合
中期計画を十分に実施しているとはいえない（II）	1つ以上の評価指標がiであり、中期計画を十分に実施しているとはいえないと判断される場合
中期計画の実施が進んでいない（I）	1つ以上の評価指標がiであり、中期計画の実施が進んでないと判断される場合

(6年目終了時評価)

評定	判断基準（目安）
中期計画を実施し、特に優れた実績を上げている（V）	全ての評価指標がⅡ以上であり、中期計画を実施し、評価委員会が特に認める場合
中期計画を実施し、優れた実績を上げている（IV）	全ての評価指標がⅡ以上であり、中期計画を実施し、優れた実績・成果を上げていると判断される場合
中期計画を実施している（III）	全ての評価指標がⅡ以上であり、中期計画を実施していると判断される場合
中期計画を十分に実施しているとはいえない（II）	1つ以上の評価指標がⅠであり、中期計画を十分に実施しているとはいえないと判断される場合
中期計画の実施が進んでいない（I）	1つ以上の評価指標がⅠであり、中期計画の実施が進んでないと判断される場合

※ 意欲的な評価指標の達成水準を満たした場合は、ほかの評価指標の達成水準を満たした場合よりも高く評価するとともに、達成水準を満たしていない場合でも取組に係る進捗を確認した上で評価を行う。

<中期目標の達成状況>

- 以下の判断基準はあくまで目安であり、取組の実績、各法人の諸事情等も勘案し、総合的に判断する。

(4年目終了時評価)

評定	判断基準（目安）
中期目標の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある	全ての中期計画がⅢ以上かつ評価委員会が特に認める場合
中期目標の達成に向けて計画以上の進捗状況にある	全ての中期計画がⅢ以上かつ計画以上の成果が認められる場合
中期目標の達成に向けて順調に進んでいる	全ての中期計画がⅢ以上
中期目標の達成に向けておおむね順調に進んでいる	1つ以上の中期計画がⅡ以下
中期目標の達成のためには遅れている	1つ以上の中期計画がⅡ以下かつ計画どおりの成果が認められない場合
中期目標の達成のためには重大な改善事項がある	評価委員会が特に認める場合

(6年目終了時評価)

評定	判断基準（目安）
中期目標を上回る顕著な成果が得られている	全ての中期計画がⅢ以上かつ評価委員会が特に認める場合
中期目標を上回る成果が得られている	全ての中期計画がⅢ以上かつ計画以上の成果が認められる場合
中期目標を達成している	全ての中期計画がⅢ以上
中期目標をおおむね達成している	1つ以上の中期計画がⅡ以下
中期目標の達成状況が不十分である	1つ以上の中期計画がⅡ以下かつ計画どおりの成果が認められない場合
中期目標を達成しておらず重大な改善事項がある	評価委員会が特に認める場合

(2) 全体の状況

- 各中期目標の達成状況の評価結果等を踏まえつつ、各法人の特性にも配慮し、中期目標期間の業務実績の全体の状況を記述する。
また、各法人が中期目標の前文に掲げている「基本的な目標」に対する具体的な取組状況等も踏まえ記述する。

(3) 法人への意見申立て機会の付与

- 評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち、各法人に意見申立ての機会を付与する。
- 機構が専門的な観点から行う教育研究の状況の評価は、機構において、評価結果の決定に先立ち、各法人に意見申立ての機会を付与した上で評価結果を決定することから、意見申立ての対象としない。

(4) 評価結果の公表

- 評価結果を決定した後、各法人に通知するとともに、実績報告書と併せて公表する。

3. スケジュール

(1) 4年目終了時評価

令和8年

- 6月末まで 各法人が「第4期中期目標期間の実績報告書」を提出
7月～8月頃 実績報告書を調査・分析（業務運営・財務内容等）

令和 9 年

1 月～ 3 月頃

機構が行う教育研究の状況の評価結果案に対する各法人からの意見申立て

機構が行う教育研究の状況の評価結果の決定、評価委員会に提出評価委員会の評価結果案に対する各法人からの意見申立て

4 月～ 6 月頃

第 4 期中期目標期間（令和 4 年度から令和 7 年度）の業務実績に係る評価結果の決定、各法人に通知・公表

（2）6 年目終了時評価

令和 10 年

6 月末まで

各法人が「第 4 期中期目標期間の実績報告書」を提出

7 月～ 8 月頃

実績報告書を調査・分析（業務運営・財務内容等）

令和 11 年

1 月～ 3 月頃

機構が行う教育研究の状況の評価結果案に対する各法人からの意見申立て

機構が行う教育研究の状況の評価結果の決定、評価委員会に提出

評価委員会の評価結果案に対する各法人からの意見申立て

3 月～ 4 月頃

第 4 期中期目標期間の業務実績に係る評価結果の決定、各法人に通知・公表

4. その他

- ・ 本実施要領は、各法人を取り巻く諸事情等を踏まえ、必要に応じて見直し・改善を行う。
- ・ 評価委員会と各法人とで認識の相違がないよう、中期計画に設定された評価指標のうち可能なものについては、設定の際に基準とした値（基準値）及び目指す水準（目標値）を共通の様式にわかりやすく整理し、評価委員会が評価を実施する際に活用することとする。
- ・ 第 4 期中期目標期間においては、年度評価が廃止され、教育研究等の質の向上と業務運営・財務内容等の状況に係る評価を同じタイミングで実施することとなるため、評価委員会と機構にそれぞれ提出する実績報告書の様式等について、可能な限り統一を図るなど、各法人の評価作業の負担軽減に配慮するものとする。

機構が行う教育研究評価における学部・研究科等の教育研究の水準
(質の向上の状況を含む) の分析単位について

I. 基本的な考え方

国立大学法人については、評価結果を法人の教育研究の自主的改善に役立てる観点から、学部・研究科等の教育研究の水準（質の向上の状況を含む）の分析対象は、以下のとおりとする。

① 教育の現況分析は、各法人が設置する学部・研究科等とする。

学生に対する教育成果等の水準を測ることから、学生の所属組織の単位である学部・研究科等を分析単位とする。

② 研究の現況分析は、各法人における教員の主たる所属組織とする。

研究成果等の水準を測る上での主体は教員であること、既に多数の法人で教育組織と教員の所属組織が分離していることから、教員の主たる所属組織を分析単位とする。なお、教育組織と教員の所属組織が分離していない場合や法人が学部・研究科等での分析を希望する場合には、従前どおりの分析単位とすることも可能とする。

③ その他

- 1) 学部・研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合の教育組織及び学部等連係課程・研究科等連係課程は、学部・研究科と同様に扱う。
- 2) 連合大学院は、基幹校のみを対象とする。
- 3) 共同教育課程は、それぞれの構成大学を対象とする。
- 4) 教育関係共同利用拠点は、学部・研究科附属機関の性格が強いことから、分析単位とせず、当該学部・研究科等において分析する。
- 5) 期中に改組を行った場合、4年目終了時評価に際しては、令和7年度末時点のそれぞれの組織を現況分析の単位とするが、改組前と継続性が高い組織が存在する場合は、改組前からの水準を対象とする。
- 6) ①及び②以外の組織（共同利用・共同研究拠点等）について、法人の意向も踏まえ、評価委員会が認める場合は、分析の対象とすることも可能とする。

II. 評価単位の決定プロセス

1. 対象組織については、法人の意向や評価作業の負担等を踏まえ、法人ごとに個別に定める。
2. 4年目終了時評価に際しては、令和6年度末時点を目処に対象組織を確定し、機構に示すこととする。

中期目標期間の業務実績評価における定員超過の状況の確認・指摘方法について

1. 定員超過率の算定方法

(1) 確認単位

中期計画別表に記載されている学部・研究科等を単位とする。

(2) 基準時

令和4年度から令和9年度までの各年度の5月1日現在の状況とする。

(3) 定員超過率

収容定員に対する在学者の割合を定員超過率とする。その際、以下の点に留意する。

- ① 外国人留学生のうち、国費留学生、外国政府派遣留学生、大学間交流協定等に基づく私費外国人留学生及び留学生のための特別コースに在籍する私費外国人留学生については、在学者数から控除する。
- ② 休学者については、在学者数から控除する。
- ③ 留年者及び在学者のうち標準修業年限内に学位を取得できなかった者については、当該学部のシラバス等に全ての講義等ごとに学修目標や授業方法及び授業計画、並びに成績評価基準が明示されていることを条件として、修業年限を越える在籍期間が2年以内の者は在学者から控除する。
- ④ 長期履修学生については、以下の算定によって得られた数を在学者数から控除する。控除する数は、長期履修学生数から、履修年限が同一の期間である長期履修学生数ごとに修業年限を履修する年限で除した数（小数点第3位切捨て）を乗じて算出した数の合計数（小数点第1位切上げ）を減じた数とする。

※ 実績報告書において各年度における学部、研究科等ごとの上記①から④の数及びそれらを控除した定員超過率を記載する。

2. 定員超過の状況の確認・指摘

(1) 評価に際しては、令和9年度（4年目終了時評価においては令和7年度）における定員超過率が110%の目安を上回っている学部、研究科等がある場合に、小規模等の定員規模も考慮した上で、それぞれ令和4年度からの推移及び超過が生じた理由等を確認の上、必要に応じて、入学定員の見直しを含め定員超過の改善に努めることを指摘する。

(2) 特に、令和4年度から令和9年度までの期間（4年目終了時評価においては令和4年度から令和7年度）を通じて一貫して定員超過率が110%を上回っており、定員超過の解消に向けた取組が不十分であると認められる学部、研究科等がある場合には、それぞれ入学定員の見直しを含め定員超過の改善を求める。

(3) 定員超過の状況を確認するため、各年度において、超過率が110%の目安を上回っている学部、研究科等について、その理由を実績報告書に記載することとする。

(4) 定員超過の状況についての指摘は、「教育研究等の質の向上」の項目の評価結果に付記することとする。